

令和7年2月28日 開会

令和7年 第1回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第 3 号	寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について	1
2	報告第 1 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	2
3	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度寒河江市 一般会計補正予算（第 9 号））	4
4	議第 4 号	令和 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
5	議第 5 号	令和 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
6	議第 6 号	令和 6 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
7	議第 7 号	令和 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
8	議第 8 号	令和 6 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
9	議第 9 号	令和 7 年度寒河江市一般会計予算	別冊
10	議第 10 号	令和 7 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算	別冊
11	議第 11 号	令和 7 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
12	議第 12 号	令和 7 年度寒河江市介護保険特別会計予算	別冊
13	議第 13 号	令和 7 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算	別冊
14	議第 14 号	令和 7 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算	別冊
15	議第 15 号	令和 7 年度寒河江市下水道事業会計予算	別冊
16	議第 16 号	令和 7 年度寒河江市立病院事業会計予算	別冊
17	議第 17 号	令和 7 年度寒河江市水道事業会計予算	別冊
18	議第 18 号	寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に ついて	5
19	議第 19 号	寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市個人情報保護法施 行条例の一部改正について	10
20	議第 20 号	寒河江市市税条例及び寒河江市行政手続における個人番号の 利用に関する条例の一部改正について	13
21	議第 21 号	寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について	15
22	議第 22 号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて	17

23	議第 2 3 号	寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2 1
24	議第 2 4 号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	2 3
25	議第 2 5 号	寒河江市交通安全対策推進基金条例の制定について	6 9
26	議第 2 6 号	多田文庫図書購入基金条例の廃止について	7 2
27	議第 2 7 号	アールテック中学生チャレンジ応援基金条例の制定について	7 4
28	議第 2 8 号	寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	7 7
29	議第 2 9 号	寒河江市公民館に関する条例の一部改正について	8 1
30	議第 3 0 号	寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	8 3
31	議第 3 1 号	寒河江市牧場設置に関する条例の廃止について	8 6
32	議第 3 2 号	寒河江市都市公園条例の一部改正について	8 8
33	議第 3 3 号	寒河江市立病院就業支度金貸与条例の制定について	9 3
34	議第 3 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	1 0 0
35	議第 3 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	1 0 3

議第 3 号

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員に次の者を選任したいので、寒河江市財産区管理会条例（昭和 3 0 年市条例第 3 1 号）第 4 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

佐 藤 昌 市	軽 部 秀 昭	佐 藤 たかお
富 樫 宗 助	大 江 淨	久保田 幸 治
松 田 澄 男		

（敬称略）

理 由

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意を求めようとするものである。

報告第 1 号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

専第2号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和6年12月25日午後1時35分ごろ、寒河江市元町一丁目18番地1付近において除雪作業中に、市所有の除雪車と損害賠償請求者の社用車がすれ違う際に接触し、相手方車両の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

日新火災海上保険株式会社 取締役社長 織山 晋

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金50,540円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和7年2月12日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

寒波による降雪量の増加に伴う除排雪経費追加のため、令和 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 9 号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

議第 18 号

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 8 条関係）

年 月 日

寒河江市議会議長 様

会派名

経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

寒河江市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項に基づき、別紙のと
おり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残 額_____円

- (注) 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。
2 領収書又はこれに準ずる書類を添付すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

支出に係る添付書類の提出方法を整理するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 19 号

寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市個人情報保護法施行条例
の一部改正について

寒河江市消防団に関する条例（昭和 44 年市条例第 4 号）及び寒河江市個人情報保護法施行条例（令和 5 年市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市個人情報保護法施行条例
の一部を改正する条例

(寒河江市消防団に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市消防団に関する条例（昭和44年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒河江市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 寒河江市個人情報保護法施行条例（令和5年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘

留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 0 号

寒河江市市税条例及び寒河江市行政手続における個人番号の利用
に関する条例の一部改正について

寒河江市市税条例（昭和 4 0 年市条例第 2 0 号）及び寒河江市行政手続にお
ける個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年市条例第 2 7 号）の一部を別紙
のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市市税条例及び寒河江市行政手続における個人番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市市税条例の一部改正)

第1条 寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第27条第8項、第53条第1項第1号、第77条第2項第2号、第111条の2第2項第1号及び第119条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第127条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例（平成27年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 1 号

寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成 4 年市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市チェリーランドに関する条例の一部を改正する条例

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成４年市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の号を加える。

(10) 情報発信複合施設

別表第１中

「

さくらんぼ会館	午前９時から午後６時まで
トルコ館	
臨川亭	

」を

「

さくらんぼ会館	午前９時から午後６時まで
トルコ館	
臨川亭	
情報発信複合施設（トイレを除く。）	午前８時から午後８時まで

」に

改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

理 由

情報発信複合施設の整備に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 2 号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」を「定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第2中

「

(15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
---	---

」を

「

(15) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行うこと若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育	一の年において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
---	---

若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
---	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援を拡充するため、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 3 号

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成４年市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 4 号

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 6 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

第7条第4項中「の間（以下「特定期間」という。）」を「の間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を削り、第8条の2を第8条とし、第8条の3を第8条の2とする。

第9条の2第1項中「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）と」に改め、同条第3項中「寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年市条例第11号）第1条に規定する職員その他規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に、「職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第15条の5第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中

「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「に定める額」を「に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」に改め、同項第１号中「定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を「定める額」に改める。

第１６条の２及び第１６条の３中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第１７条の４の２中「、第７条、第８条、第８条の３及び第１７条」を「及び第７条」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１

行政職給料表

職 員 等 の区分	職務の級 号給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前		円	円	円	円	円	円
再 任 用	１	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600
短 時 間	２	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400
勤 務 職	３	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000
員 以 外	４	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600
の 職 員							
等	５	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200
	６	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100

7	193, 100	242, 700	275, 400	311, 400	336, 800	370, 600
8	194, 700	244, 300	276, 400	312, 600	338, 500	372, 200
9	196, 400	245, 800	277, 500	313, 800	340, 100	373, 600
10	198, 200	247, 200	278, 500	315, 400	341, 800	375, 200
11	199, 800	248, 600	279, 500	317, 100	343, 600	376, 900
12	201, 400	250, 100	280, 600	318, 700	345, 200	378, 400
13	203, 200	251, 300	281, 600	320, 200	346, 700	380, 300
14	204, 900	252, 500	282, 900	321, 800	348, 300	382, 200
15	206, 600	253, 700	284, 200	323, 500	350, 000	384, 200
16	208, 400	254, 900	285, 500	325, 100	351, 500	386, 000
17	209, 800	256, 000	286, 800	326, 600	352, 900	387, 600
18	211, 400	257, 200	288, 100	328, 300	354, 600	389, 400
19	213, 000	258, 300	289, 300	330, 000	356, 300	391, 100
20	214, 500	259, 400	290, 600	331, 600	357, 900	392, 700
21	216, 200	260, 400	291, 700	333, 000	359, 100	394, 500
22	217, 800	261, 400	292, 900	334, 700	360, 600	395, 900
23	219, 500	262, 400	294, 200	336, 500	362, 100	397, 300
24	221, 200	263, 400	295, 500	338, 100	363, 700	398, 700
25	222, 900	264, 500	296, 900	339, 300	365, 400	400, 100
26	224, 700	265, 400	297, 900	341, 200	367, 200	401, 300

27	226, 200	266, 300	298, 900	343, 000	368, 900	402, 500
28	227, 800	267, 200	300, 000	344, 600	370, 700	403, 600
29	229, 100	268, 000	301, 100	346, 100	372, 100	404, 700
30	230, 200	268, 800	302, 300	347, 700	373, 400	405, 900
31	231, 400	269, 600	303, 500	349, 400	374, 700	407, 100
32	232, 500	270, 500	304, 700	351, 000	376, 100	408, 200
33	233, 600	271, 200	305, 900	352, 700	377, 200	408, 900
34	234, 700	272, 000	307, 200	354, 600	378, 100	409, 600
35	235, 800	272, 800	308, 500	356, 400	379, 100	410, 300
36	236, 900	273, 500	309, 900	358, 200	380, 200	411, 000
37	238, 100	274, 200	311, 200	359, 700	381, 000	411, 600
38	239, 100	275, 000	312, 500	361, 100	382, 000	412, 200
39	240, 100	275, 800	313, 800	362, 600	382, 900	412, 700
40	241, 000	276, 500	315, 100	364, 000	383, 700	413, 100
41	241, 900	277, 300	316, 500	365, 500	384, 500	413, 500
42	242, 800	278, 100	317, 800	366, 300	385, 300	413, 700
43	243, 600	278, 900	319, 100	367, 400	386, 100	414, 000
44	244, 500	279, 600	320, 200	368, 400	386, 800	414, 300
45	245, 200	280, 300	321, 100	369, 300	387, 500	414, 600
46	245, 800	281, 000	322, 400	370, 400	388, 200	414, 900

47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200
48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500
49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800
50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100
51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400
52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700
53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900
54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200
55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500
56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800
57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000
58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300
59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600
60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800
61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000
62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300
63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600
64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800
65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000
66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300

67	254, 200	294, 600	342, 700	383, 700	399, 500	420, 600
68	254, 500	295, 200	343, 300	384, 300	399, 900	420, 800
69	254, 800	295, 700	343, 800	384, 700	400, 200	421, 000
70	255, 100	296, 200	344, 400	385, 200	400, 500	421, 300
71	255, 400	296, 900	344, 900	385, 800	400, 800	421, 600
72	255, 700	297, 500	345, 500	386, 300	401, 000	421, 800
73	256, 000	298, 000	345, 800	386, 800	401, 200	422, 000
74	256, 300	298, 500	346, 300	387, 400	401, 600	
75	256, 600	298, 900	346, 700	387, 900	401, 900	
76	256, 900	299, 300	347, 100	388, 200	402, 100	
77	257, 300	299, 400	347, 500	388, 600	402, 300	
78	257, 600	299, 700	348, 000	389, 200	402, 600	
79	257, 900	299, 900	348, 500	389, 600	402, 900	
80	258, 200	300, 200	349, 000	390, 000	403, 100	
81	258, 500	300, 400	349, 300	390, 400	403, 300	
82	258, 800	300, 600	349, 700	390, 900	403, 600	
83	259, 100	300, 900	350, 200	391, 300	403, 900	
84	259, 400	301, 100	350, 600	391, 700	404, 100	
85	259, 700	301, 400	350, 900	392, 000	404, 300	
86	260, 000	301, 700	351, 300			

	87	260,300	302,000	351,700		
	88	260,600	302,300	352,100		
	89	260,900	302,600	352,300		
	90	261,200	303,000	352,700		
	91	261,500	303,300	353,200		
	92	261,800	303,700	353,600		
	93	262,100	303,800	353,700		
	94		304,000	354,200		
	95		304,400	354,600		
	96		304,800	354,900		
	97		305,000	355,200		
	98		305,300	355,600		
	99		305,700	356,000		
	100		306,100	356,400		
	101		306,300	356,900		
	102		306,600	357,300		
	103		306,900	357,700		
	104		307,200	358,100		
	105		307,400	358,600		
	106		307,700	359,000		

	107		308,000	359,300		
	108		308,300	359,600		
	109		308,500	360,100		
	110		308,900			
	111		309,400			
	112		309,700			
	113		309,800			
	114		310,100			
	115		310,400			
	116		310,800			
	117		311,000			
	118		311,200			
	119		311,500			
	120		311,800			
	121		312,200			
	122		312,400			
	123		312,700			
	124		313,000			
	125		313,300			

定 年 前	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再 任 用	額	額	額	額	額	額
短 時 間	円	円	円	円	円	円
勤 務 職	194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500
員						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、

第17条の8に規定する職員を除く。

別表第2

医療職給料表（一）削除

医療職給料表（二）

職員等 の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	190,300	230,500	267,000	286,100	319,800	366,200
短時間	2	192,500	231,800	267,800	286,900	321,200	367,900
勤務職	3	194,600	233,100	268,600	287,700	322,600	369,600
員以外	4	196,700	234,500	269,400	288,400	324,100	371,200
の職員							
等	5	198,800	235,700	270,300	289,100	325,500	372,800
	6	200,800	236,800	271,100	289,900	327,100	374,400
	7	202,900	237,800	271,900	290,600	328,600	376,100
	8	204,800	238,800	272,700	291,400	330,200	377,700

9	206,700	239,800	273,500	292,200	331,700	379,300
10	208,600	241,000	274,300	293,000	333,300	381,300
11	210,600	242,400	275,100	293,800	334,800	383,400
12	212,800	243,500	275,900	294,500	336,400	385,400
13	214,500	245,000	276,800	295,200	337,900	386,800
14	216,600	246,300	277,600	296,300	339,500	388,500
15	218,800	247,400	278,400	297,500	341,000	390,300
16	220,900	249,000	279,200	298,700	342,600	392,000
17	223,100	250,500	280,000	299,900	344,100	393,800
18	224,700	251,900	280,800	301,100	345,700	395,300
19	226,200	253,100	281,600	302,300	347,300	396,800
20	227,300	254,300	282,400	303,600	348,800	398,300
21	228,400	255,400	283,300	304,800	350,200	399,600
22	229,300	256,300	284,200	306,000	351,700	400,900
23	230,200	257,200	285,100	307,200	353,200	402,200
24	231,200	258,000	285,900	308,400	354,700	403,400
25	232,100	258,800	286,700	309,700	356,300	404,500
26	233,000	259,600	287,600	310,900	357,800	405,600
27	233,900	260,400	288,500	312,000	359,300	406,800
28	234,800	261,200	289,300	313,200	360,700	407,900

29	235,700	262,000	290,200	314,500	362,100	408,700
30	236,600	262,800	291,300	315,700	363,800	409,500
31	237,600	263,700	292,300	317,000	365,300	410,300
32	238,500	264,500	293,300	318,200	366,900	411,100
33	239,300	265,300	294,300	319,400	368,100	411,500
34	240,100	266,100	295,400	320,500	369,200	412,100
35	240,900	266,800	296,500	321,700	370,400	412,600
36	241,700	267,600	297,500	323,000	371,500	413,000
37	242,500	268,500	298,500	324,200	372,500	413,400
38	243,300	269,300	299,500	325,500	373,300	413,600
39	244,200	270,100	300,500	326,800	374,300	413,900
40	245,000	271,000	301,500	328,000	375,400	414,200
41	245,600	271,800	302,500	328,900	376,400	414,500
42	246,200	272,600	303,800	330,200	377,500	414,800
43	246,800	273,400	304,900	331,400	378,500	415,100
44	247,300	274,200	306,000	332,600	379,400	415,400
45	247,800	274,900	307,100	333,700	380,200	415,700
46	248,400	275,700	308,200	334,700	381,000	416,000
47	248,900	276,500	309,300	335,700	381,900	416,300
48	249,300	277,400	310,500	336,700	382,800	416,600

	49	249,700	278,100	311,600	337,600	383,300	416,800
	50	250,200	278,900	312,700	338,600	384,100	417,100
	51	250,800	279,600	313,800	339,600	384,900	417,400
	52	251,300	280,300	314,900	340,500	385,700	417,700
	53	251,600	281,000	315,900	341,000	386,100	417,900
	54	251,900	281,700	317,000	341,900	386,800	
	55	252,200	282,400	318,000	342,700	387,500	
	56	252,500	283,100	319,000	343,600	388,100	
	57	252,800	283,900	320,000	344,300	388,500	
	58	253,100	284,600	321,000	344,600	389,100	
	59	253,400	285,300	322,000	345,100	389,700	
	60	253,700	285,900	323,000	345,700	390,300	
	61	254,000	286,500	323,900	346,300	390,700	
	62	254,300	287,200	324,700	347,000	391,200	
	63	254,600	287,900	325,400	347,700	391,700	
	64	254,900	288,500	326,100	348,300	392,200	
	65	255,200	289,100	326,700	349,000	392,800	
	66	255,500	289,800	327,400	349,500	393,300	
	67	255,800	290,600	328,000	350,100	393,900	
	68	256,100	291,200	328,600	350,700	394,500	

69	256, 400	291, 800	329, 200	351, 000	395, 000
70	256, 700	292, 500	329, 400	351, 700	395, 500
71	257, 100	293, 200	329, 900	352, 200	396, 000
72	257, 300	293, 800	330, 500	352, 700	396, 500
73	257, 500	294, 400	331, 100	353, 200	396, 800
74	257, 800	294, 900	331, 600	353, 700	397, 400
75	258, 100	295, 300	332, 100	354, 200	397, 800
76	258, 300	295, 700	332, 500	354, 600	398, 200
77	258, 500	296, 100	333, 100	354, 900	398, 600
78	258, 800	296, 400	333, 600	355, 200	
79	259, 100	296, 800	334, 000	355, 500	
80	259, 300	297, 100	334, 500	355, 800	
81	259, 500	297, 400	335, 000	356, 300	
82	259, 800	297, 700	335, 400	356, 600	
83	260, 100	298, 000	335, 600	356, 900	
84	260, 300	298, 300	335, 900	357, 200	
85	260, 500	298, 500	336, 300	357, 600	
86		298, 700	336, 700	357, 900	
87		298, 900	337, 100	358, 200	
88		299, 100	337, 400	358, 500	

	89	299, 500	337, 700	358, 900	
	90	299, 700	337, 900	359, 200	
	91	299, 900	338, 300	359, 500	
	92	300, 100	338, 600	359, 800	
	93	300, 500	338, 800	360, 100	
	94	300, 700	339, 100	360, 500	
	95	300, 900	339, 400	360, 900	
	96	301, 200	339, 700	361, 300	
	97	301, 500	339, 900	361, 800	
	98	301, 700	340, 200	362, 200	
	99	301, 900	340, 500	362, 600	
	100	302, 200	340, 700	363, 000	
	101	302, 500	340, 800	363, 500	
	102	302, 700	341, 100		
	103	302, 900	341, 500		
	104	303, 200	341, 700		
	105	303, 500	341, 900		
	106		342, 300		
	107		342, 700		
	108		343, 100		

	109			343,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		195,900	222,900	251,900	265,700	291,700	333,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に適用する。

医療職給料表（三）

職員等 の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 等		円	円	円	円	円	円
	1	209,600	243,300	286,100	299,700	324,200	367,500
	2	211,500	245,600	286,600	300,300	325,200	369,300
	3	213,300	247,800	287,100	300,900	326,200	371,000
	4	215,000	250,100	287,600	301,400	327,200	372,700
	5	216,700	252,300	288,100	301,900	328,200	374,500
	6	218,600	253,400	288,600	302,400	329,500	376,500
	7	220,500	254,300	289,100	303,200	330,700	378,600
	8	222,200	255,400	289,600	303,700	331,900	380,700
	9	224,000	256,500	290,200	304,200	333,000	382,400

10	226, 100	257, 700	290, 700	304, 800	334, 200	384, 500
11	228, 000	258, 800	291, 200	305, 400	335, 300	386, 700
12	230, 100	260, 100	291, 700	305, 900	336, 500	388, 700
13	232, 100	261, 100	292, 200	306, 400	337, 600	390, 600
14	234, 100	261, 800	292, 700	307, 100	338, 800	392, 200
15	236, 300	262, 500	293, 200	307, 800	339, 900	394, 100
16	238, 300	263, 400	293, 700	308, 500	341, 000	395, 900
17	240, 500	264, 600	294, 200	309, 200	342, 100	397, 600
18	242, 600	265, 700	294, 700	310, 200	343, 400	399, 300
19	244, 700	266, 800	295, 200	311, 100	344, 500	401, 200
20	246, 800	267, 900	295, 700	312, 000	345, 600	403, 000
21	248, 900	269, 000	296, 200	312, 800	346, 700	404, 700
22	250, 700	270, 100	296, 800	313, 700	347, 900	406, 400
23	251, 900	271, 300	297, 300	314, 600	349, 000	408, 200
24	253, 000	272, 400	297, 800	315, 500	350, 200	409, 900
25	254, 100	273, 400	298, 300	316, 400	351, 300	411, 600
26	255, 000	274, 500	298, 900	317, 300	352, 600	413, 300
27	255, 900	275, 600	299, 700	318, 200	353, 900	415, 200
28	256, 800	276, 600	300, 500	319, 100	355, 200	417, 000
29	257, 700	277, 700	301, 200	319, 900	356, 500	418, 500

30	258,500	278,400	302,000	321,000	358,000	420,000
31	259,200	279,100	302,800	322,100	359,500	421,500
32	259,900	279,800	303,700	323,300	361,000	422,900
33	260,700	280,500	304,400	324,400	362,200	424,000
34	261,500	281,100	305,200	325,500	363,700	425,100
35	262,300	281,600	306,000	326,600	365,200	426,200
36	263,000	282,100	306,700	327,700	366,600	427,500
37	263,800	282,600	307,500	328,800	368,100	428,800
38	264,700	283,200	308,300	330,100	369,100	429,900
39	265,600	283,800	309,100	331,200	370,500	431,100
40	266,400	284,300	310,000	332,300	371,800	432,200
41	267,200	284,700	310,700	333,100	373,100	433,400
42	268,100	285,200	311,700	334,200	374,500	434,400
43	268,900	285,700	312,700	335,300	375,800	435,500
44	269,700	286,200	313,600	336,400	377,200	436,600
45	270,600	286,700	314,500	337,400	378,700	437,700
46	271,300	287,200	315,500	338,400	379,900	438,200
47	272,000	287,700	316,600	339,400	381,100	438,800
48	272,600	288,200	317,500	340,400	382,300	439,200
49	273,200	288,700	318,400	341,700	383,400	439,800

50	273, 700	289, 200	319, 400	343, 000	384, 300	440, 300
51	274, 200	289, 700	320, 400	344, 200	385, 300	440, 700
52	274, 600	290, 300	321, 400	345, 400	386, 200	441, 200
53	275, 000	290, 800	322, 200	346, 300	386, 800	441, 800
54	275, 500	291, 300	323, 300	347, 500	387, 600	442, 200
55	276, 000	291, 800	324, 300	348, 700	388, 400	442, 500
56	276, 400	292, 300	325, 200	350, 000	389, 300	442, 800
57	276, 900	292, 800	326, 100	351, 000	389, 900	443, 200
58	277, 300	293, 600	327, 100	351, 900	390, 600	
59	277, 700	294, 400	328, 100	353, 000	391, 400	
60	278, 100	295, 100	329, 000	354, 200	392, 000	
61	278, 500	295, 800	330, 000	355, 300	392, 600	
62	278, 900	296, 800	331, 200	356, 600	393, 300	
63	279, 300	297, 700	332, 400	357, 800	394, 000	
64	279, 700	298, 500	333, 600	358, 800	394, 600	
65	280, 100	299, 300	334, 300	359, 800	395, 300	
66	280, 500	300, 200	335, 500	360, 800	395, 800	
67	280, 900	301, 000	336, 600	361, 900	396, 400	
68	281, 300	301, 800	337, 500	363, 000	396, 900	
69	281, 700	302, 600	338, 600	363, 800	397, 300	

70	282, 200	303, 600	339, 300	365, 000	397, 900
71	282, 700	304, 500	340, 400	366, 100	398, 400
72	283, 100	305, 400	341, 600	367, 200	398, 700
73	283, 600	306, 300	342, 700	367, 900	399, 000
74	284, 200	307, 200	343, 900	368, 700	399, 500
75	284, 800	308, 100	345, 000	369, 500	399, 900
76	285, 300	309, 000	346, 100	370, 200	400, 200
77	285, 800	309, 900	347, 200	370, 700	400, 500
78	286, 400	310, 900	348, 400	371, 200	401, 000
79	287, 000	311, 900	349, 400	371, 800	401, 600
80	287, 500	312, 800	350, 500	372, 300	402, 000
81	288, 000	313, 300	351, 400	372, 900	402, 300
82	288, 500	314, 200	352, 400	373, 400	402, 700
83	289, 000	315, 100	353, 300	373, 900	403, 200
84	289, 500	315, 900	354, 300	374, 400	403, 600
85	290, 100	316, 800	355, 300	374, 800	404, 000
86	290, 600	317, 800	356, 100	375, 200	
87	291, 100	318, 800	356, 900	375, 800	
88	291, 600	319, 800	357, 700	376, 400	
89	292, 100	320, 700	358, 200	376, 700	

90	292, 600	321, 800	358, 800	377, 200
91	293, 100	322, 800	359, 500	377, 600
92	293, 600	323, 900	360, 100	377, 900
93	294, 100	324, 700	360, 500	378, 500
94	294, 700	325, 400	360, 900	379, 000
95	295, 300	326, 100	361, 400	379, 500
96	295, 900	326, 700	361, 800	380, 000
97	296, 600	327, 200	362, 300	380, 600
98	297, 100	327, 500	362, 700	381, 100
99	297, 600	328, 100	363, 200	381, 600
100	298, 100	328, 700	363, 600	382, 000
101	298, 600	329, 100	364, 000	382, 600
102	299, 100	329, 700	364, 500	383, 100
103	299, 600	330, 300	364, 900	383, 600
104	300, 000	330, 900	365, 200	384, 100
105	300, 400	331, 300	365, 700	384, 700
106	300, 900	331, 800	366, 200	385, 200
107	301, 400	332, 300	366, 700	385, 700
108	301, 700	332, 800	367, 200	386, 200
109	301, 900	333, 200	367, 700	386, 800

110	302, 200	333, 600	368, 200			
111	302, 400	333, 900	368, 700			
112	302, 800	334, 200	369, 100			
113	303, 000	334, 500	369, 500			
114	303, 200	334, 900	369, 900			
115	303, 600	335, 300	370, 400			
116	303, 800	335, 600	370, 900			
117	304, 100	335, 700	371, 300			
118	304, 400	336, 000	371, 800			
119	304, 700	336, 400	372, 300			
120	305, 000	336, 600	372, 800			
121	305, 300	336, 800	373, 100			
122	305, 700	337, 100				
123	306, 000	337, 400				
124	306, 300	337, 700				
125	306, 500	337, 900				
126	306, 700	338, 200				
127	307, 000	338, 600				
128	307, 400	338, 800				
129	307, 600	338, 900				

	130	307, 900	339, 200				
	131	308, 300	339, 600				
	132	308, 700	339, 900				
	133	308, 800	340, 200				
	134	309, 100	340, 600				
	135	309, 600	341, 000				
	136	309, 900	341, 400				
	137	310, 100	341, 700				
	138	310, 400	342, 100				
	139	310, 700	342, 500				
	140	311, 000	342, 900				
	141	311, 200	343, 200				
	142	311, 600	343, 600				
	143	312, 000	343, 900				
	144	312, 300	344, 300				
	145	312, 400	344, 600				
	146	312, 700	345, 000				
	147	313, 000	345, 400				
	148	313, 400	345, 800				
	149	313, 700	346, 100				

	150	313,900	346,500			
	151	314,200	346,900			
	152	314,500	347,300			
	153	314,900	347,600			
	154	315,100				
	155	315,300				
	156	315,600				
	157	315,900				
	158	316,200				
	159	316,500				
	160	316,800				
	161	317,200				
	162	317,500				
	163	317,800				
	164	318,100				
	165	318,500				
	166	318,800				
	167	319,100				
	168	319,400				
	169	319,800				

定 年 前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再 任 用		額	額	額	額	額	額
短 時 間		円	円	円	円	円	円
勤 務 職		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000
員							

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

(寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の2第1項中「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）と」に改め、同条第2項中「規程で定める者であつた者から引続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に、「職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第13条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第14条の2第4号及び第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第3項」を「次

項」に改め、同条第2項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条第1項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の2中「第6条、第6条の2、第9条」を「第6条」に改める。

(寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）と」に改め、同条第2項中「管理者が定める者であった者から引続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条第4号及び第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第3項」を「次項」に改め、同条第2項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条中「第5条、第6条及び第10条」を「第5条」に改める。

(地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項及び第 6 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改め、同条第 7 項中「、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 3 及び第 1 7 条」を「及び第 7 条」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 6 条、第 6 条の 2、第 9 条」を「第 6 条」に改める。

附則第 1 6 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附則第 1 8 条第 1 項中「第 5 条、第 6 条及び第 1 0 条」を「第 5 条」に改める。

(寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 6 年市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	3 9 8 , 0 0 0
2	4 4 6 , 0 0 0
3	4 9 9 , 0 0 0
4	5 6 3 , 0 0 0
5	6 4 3 , 0 0 0
6	7 5 1 , 0 0 0
7	8 7 7 , 0 0 0

第 4 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「決定」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 5 条第 1 項中「、第 8 条、第 8 条の 3 及び第 1 7 条の 3」を「及び第 8 条の 2」に改め、同条第 2 項中「、第 1 6 条第 2 項」を「、第 1 6 条第 2 項、

第17条の3第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」とを「100分の95」と、一般職給与条例第17条の3第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」とに改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の3第1項第1号の改正規定（「第3項」を「次項」に改める部分に限る。）、第3条中寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条第1項第1号の改正規定（「第3項」を「次項」に改める部分に限る。）及び第5条中寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の表の改正規定 公布の日

- (2) 第1条中寒河江市一般職の職員の給与に関する条例第16条の2及び第16条の3の改正規定、第2条中寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の2第4号及び第5号の改正規定、第14条の3第1項第1号の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）、同条第2項第1号の改正規定並びに第16条第1項第4号の改正規定、第3条中寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第4号及び第5号の改正規定、第18条第1項第1号の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）、同条第2項第1号の改正規定並びに附則第6項から第8項までの規定 令和7年6月1日

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において寒河江市一般

職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整をすることができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1条の規定による改正後の寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後一般職給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害のある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- (2) 第2条の規定による改正後の寒河江市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後水道下水道企業職員給与条

例」という。)第6条第2項の規定の適用については、同項中「(5) 心身に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害のある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）)」とする。

(3) 第3条の規定による改正後の寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後病院企業職員給与条例」という。）第5条第2項の規定の適用については、同項中「(5) 心身に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害のある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）)」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後一般職給与条例第9条の2第3項、改正後水道下水道企業職員給与条例第7条の2第2項及び改正後病院企業職員給与条例第8条第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（人の資格に関する経過措置）

6 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

7 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につ

き起訴をされた者は、改正後一般職給与条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定、改正後水道下水道企業職員給与条例第14条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）並びに第16条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定並びに改正後病院企業職員給与条例第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1

9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20

33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44

57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68

81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			

105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1

12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23

36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47

60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	

84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			

108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ウ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2

15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26

39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50

63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	

87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		

111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

理 由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与制度の見直し及び刑法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 5 号

寒河江市交通安全対策推進基金条例の制定について

寒河江市交通安全対策推進基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市交通安全対策推進基金条例

(設置の目的)

第1条 寒河江市における交通安全対策の推進に関する事業に要する経費に充てるため、寒河江市交通安全対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、西村山広域行政事務組合交通災害共済の廃止に伴う基金分配金とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要と認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

西村山広域行政事務組合交通災害共済事業の廃止に伴い、分配された積立基金を交通安全対策事業の実施に要する経費に充てるため、条例を制定しようとするものである。

議第 26 号

多田文庫図書購入基金条例の廃止について

多田文庫図書購入基金条例（昭和 55 年市条例第 52 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

多田文庫図書購入基金条例を廃止する条例

多田文庫図書購入基金条例（昭和５５年市条例第５２号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

基金の取り崩しが終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものである。

議第 27 号

アールテック中学生チャレンジ応援基金条例の制定について

アールテック中学生チャレンジ応援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

アールテック中学生チャレンジ応援基金条例

(設置の目的)

第1条 株式会社アールテックからの寄附金をもって、中学生による学校生活の課題解決に向けた取組を支援し、自らの発想が実現することの喜びを体感できる環境を創出することにより、問題発見、解決能力等の基盤となる資質・能力を育成し、将来の生きる力を養うため、アールテック中学生チャレンジ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金の額は300万円とし、追加される寄附金は、これを積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

株式会社アールテックからの寄附金を原資として、中学生自らの発想が実現することの喜びを体感できる環境を創出することにより、課題発見、解決能力等の基盤となる資質・能力を育成し、将来の生きる力を養う事業の実施のため、条例を制定しようとするものである。

議第 28 号

寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、地方活力向上地域内（本市の区域内に限る。以下同じ。）において、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「特定業務施設整備計画」という。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した者に対して課する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき課税免除を行うことにより、本市における本社機能の整備を促進し、もって就業機会の創出及び地域経済の基盤強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 法第5条第15項の認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載されている同条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（同号に規定する当該特定業務施設に併せて整備される福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設を含む。）をいう。
- (3) 課税免除 地方税法第6条第1項の規定により課税をしないことをいう。
- (4) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定

する特別償却設備をいう。

- (5) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者をいう。

(課税免除の要件等)

第3条 市長は、地方活力向上地域内において、特別償却設備設置者が、当該特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消された場合は、その取り消された日の前日まで）の間に、新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（令和7年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

- 2 前項の規定による課税免除を適用する期間は、当該課税が免除された最初の年度から起算して3年度以内とする。

(課税免除の申請)

第4条 前条第1項に規定する要件に該当し、課税免除を受けようとする特別償却設備設置者（以下「申請者」という。）は、同条第2項の規定により課税免除が適用される各年度の賦課期日の属する年の3月15日までに課税免除申請書を市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による課税免除申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(課税免除の承継)

第6条 市長は、前条の規定により課税免除を決定した特別償却設備設置者につ

いて、事業の承継があったときは、当該課税免除をその承継者に対して行うものとする。

2 前項の承継者は、承継の事実を市長に届け出なければならない。

(課税免除の決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定による課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該課税免除の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により課税免除の決定を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例に違反する事実があった場合

2 市長は、前項の規定により課税免除の決定を取り消した場合は、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本市における本社機能の整備を促進し、就業機会の創出及び経済基盤の強化を税制上支援するため、条例を制定しようとするものである。

議第 29 号

寒河江市公民館に関する条例の一部改正について

寒河江市公民館に関する条例（昭和 49 年市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市公民館に関する条例（昭和４９年市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

南部地区公民館	研修室	760	760	980	2,200	360	
---------	-----	-----	-----	-----	-------	-----	--

」を

「

南部地区公民館	第一研修室	760	760	980	2,200	360	
	第二研修室	760	760	980	2,200	360	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

理 由

南部地区公民館の使用可能な施設の追加に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 30 号

寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援
事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成
26 年市条例第 29 号）及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 30 号）の一部を別紙のと
おり改正する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例及び寒河江市地域包括支援センターの包括的支援
事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部改正)

第1条 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(平成26年市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第
1号イ」に改める。

(寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第2条 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を
定める条例(平成26年市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1項ロ(2)」を「第140条の66第1
号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」を「員数(寒河江市地域包括支援センター運営協議
会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必
要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の
勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時
間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職
員の員数に換算する方法をいう。))」によることができる。次項において同

じ。）」に改め、同条第２項中「前項の」を「第１項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第１項各号」に、「前項第１号」を「第１項第１号」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、寒河江市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項第１号から同項第３号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該地区内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第１号から同項第３号までに掲げる者のうちから２人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 3 1 号

寒河江市牧場設置に関する条例の廃止について

寒河江市牧場設置に関する条例（昭和 6 0 年市条例第 1 1 号）を廃止する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市牧場設置に関する条例を廃止する条例

寒河江市牧場設置に関する条例（昭和60年市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

寒河江市葉山高原牧場を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものである。

議第 3 2 号

寒河江市都市公園条例の一部改正について

寒河江市都市公園条例（昭和 5 3 年市条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり
改正する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市都市公園条例の一部を改正する条例

寒河江市都市公園条例（昭和５３年市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「（公園施設）」に改め、同条第１項中「うち有料で使用させる施設（以下「有料公園施設」という。）並びに使用期間」を「使用期間」に改め、同条第２項中「前項」を「前２項」に、「有料公園施設」を「公園施設」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 市が管理する公園施設のうち有料で使用させる施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第４に掲げるものとする。

第１１条第１項中「第７条」を「第７条（有料公園施設に限る。）」に、「第２又は第４」を「別表第２又は別表第４」に改める。

別表第３及び別表第４を次のように改める。

別表第 3

公園施設の使用期間及び使用時間

施設		使用期間	使用時間
寒河江公園	寒河江市野球場	4 月 1 日から11月30日まで	全日
	寒河江市陸上競技場	4 月 1 日から11月30日まで	全日
	寒河江市郷土館 西村山郡役所	4 月の第 2 土曜日から11 月の第 2 日曜日までの期 間の土曜日、日曜日及び 祝日	午前10時から午後 4 時まで
チェリーラン ド河川敷公園	テニスコート	通年	午前 9 時から午後 6 時まで
	ゲートボール場	通年	午前 9 時から午後 6 時まで
	多目的球技広場	通年	午前 9 時から午後 6 時まで
最上川寒河江 緑地	多目的水面広場	3 月 1 日から11月30日ま で	午前 9 時から午後 5 時30分（5 月 1 日か ら 8 月15日までの間 にあっては、午後 6 時30分）まで
	多目的芝生広場	通年	全日

別表第 4

有料公園施設使用料

施設		単位		使用料		摘要
				入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	
寒 河 江 公 園	寒河江市 野球場	午前 8 時30分から正午ま で		11, 000円	1, 640円	左記以外の ものは、そ の都度定め る。
		正午から午後 5 時まで		11, 000円	2, 200円	
		午前 8 時30分から午後 5 時まで		22, 000円	3, 840円	
		午前 8 時30分以前又は午 後 5 時以降		5, 500円	1, 100円	
	寒河江市 陸上競技 場	午前 8 時30分から正午ま で		11, 000円	1, 640円	
		正午から午後 5 時まで		11, 000円	1, 640円	
		午前 8 時30分から午後 5 時まで		22, 000円	3, 300円	
		午前 8 時30分以前又は午 後 5 時以降		5, 500円	1, 100円	
最 上 川 寒 河 江 緑地	多目的水 面広場	全部を単独で 使用する場合	4 時間以内	10, 470円		
		半分を単独で 使用する場合	4 時間以内	5, 230円		
		小学校就学前		無料		18歳以上の

		の子どもが使用する場合			者の付添いが必要
		小中学校の児童、生徒が使用する場合	1 人 4 時間以内	50円	多目的水面広場の全部又は半分を
		高校の生徒が使用する場合	1 人 4 時間以内	100円	単独で使用する場合
		その他の者が使用する場合	1 人 4 時間以内	200円	は、単独使用料のみ

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

寒河江市郷土館西村山郡役所の使用料を無料とするとともに、公園施設の使用期間及び使用時間について整理するため所要の改正をしようとするものである。

議第 33 号

寒河江市立病院就業支度金貸与条例の制定について

寒河江市立病院就業支度金貸与条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市立病院就業支度金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、薬剤師（薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師をいう。以下同じ。）又は看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師をいう。以下同じ。）の資格を有する者（取得見込みの者を含む。以下同じ。）で、寒河江市立病院（以下「市立病院」という。）への勤務が内定した者に対し、予算の範囲内で就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、市立病院における人材確保を図り、もって市民等の健康で安心な暮らしに資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、市立病院への勤務が内定した薬剤師又は看護師の資格を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支度金の貸与の対象としない。

- (1) 薬剤師としての勤務が内定した者で、市立病院への勤務を開始する日（以下「採用日」という。）において、満50歳を超えているもの
- (2) 看護師としての勤務が内定した者で、採用日において、満45歳を超えているもの
- (3) 市内の事業所で薬剤師又は看護師として、当該事業主から正社員又は正規職員として直接雇用され勤務していた者（以下「正職員」という。）で、当該事業所を退職した日から採用日までに6月を経過しないもの
- (4) この条例で定める支度金の貸与を受けたことがある者。ただし、支度金を返還した者を除く。
- (5) 現に市立病院の正規職員として勤務している者

(貸与の額)

第3条 支度金を貸与する額（以下「貸与額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とし、無利子で貸与するものとする。

(1) 薬剤師

ア 過去に正職員として勤務したことがない者 120万円

イ 過去に正職員として勤務したことがある者 60万円

(2) 看護師

ア 過去に正職員として勤務したことがない者 60万円

イ 過去に正職員として勤務したことがある者 30万円

（貸与の申請）

第4条 支度金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に貸与の申請をしなければならない。

（貸与の決定等）

第5条 管理者は、前条の申請があったときは、貸与の可否及び貸与額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により支度金の貸与を決定したときは、当該決定を受けた申請者（以下「貸与決定者」という。）と支度金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

3 貸与決定者は、貸与契約を締結するときは、連帯保証人を立てなければならない。

（貸与決定の取消し等）

第6条 管理者は、貸与決定者又は支度金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、被貸与者の貸与の決定を取り消し、及び貸与契約を解除するものとする。

(1) 市立病院の薬剤師又は看護師として勤務する見込みがなくなつたと認めら

れるとき。

- (2) 支度金を受けることを辞退したとき。
- (3) 採用日前に死亡したとき。
- (4) 第4条に規定する貸与の申請において、虚偽の申請があったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支度金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第7条 被貸与者は、支度金の貸与を受けた日の属する月の翌月から、貸与された支度金を返還しなければならない。ただし、管理者が支度金の返還日を別に定めるときは、この限りでない。

- 2 被貸与者は、前条の規定による貸与の決定の取消し及び貸与契約の解除があったときは、貸与された支度金を返還しなければならない。

(返還の免除)

第8条 管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、支度金の返還の債務について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる額を免除することができる。

- (1) 採用日から起算して4年間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定による分限休職、法第29条第2項の規定による懲戒停職及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の期間（以下「除外期間」という。）を除く。）業務に従事したとき 全額免除
- (2) 採用日から起算して2年間（除外期間を除く。）業務に従事したとき 半額免除
- (3) 返還の免除を受けるまでの在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身

の故障により業務を継続することが困難となったとき 全額免除

- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき 管理者が定める額

- 2 貸与決定者は、前項の規定による支度金返還債務の免除を受けようとするときは、管理者に免除の申請を行うものとする。

(返還の猶予)

第9条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合で、当該事由が継続していると認められるときは、支度金の返還を猶予することができる。

- (1) 前条に規定する支度金の返還免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、支度金を返還することが困難であると認めるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者が別に定める期限までに支度金を返還しなければならない。

- (1) 法第28条第1項の規定による分限免職の処分を受けたとき。
- (2) 法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けたとき。
- (3) 第4条に規定する貸与の申請において、虚偽の申請を行っていたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が支度金の返還を求める特別な事由があると認めるとき。

(延滞利息)

第10条 管理者は、被貸与者が正当な理由なく支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセント（当該返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年

の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により計算した延滞利息の額が500円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 管理者は、被貸与者が支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合で、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(異動等の届出義務)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支度金の返還を完了し、又は第8条の規定による支度金の返還の免除を受けるまで、届出書に当該届出事項を証する書類を添えて、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、破産の宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

(辞退)

第12条 貸与決定者は、支度金の貸与を辞退するときは、管理者に辞退届を提出しなければならない。

2 被貸与者は、支度金の返還猶予を辞退するときは、管理者に辞退届を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

寒河江市立病院における薬剤師及び看護師の安定的な確保を図るため、条例を制定しようとするものである。

議第 3 4 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 3 7 年法律第 8 8 号) 第 3 条の規定により、幸生辺地に係る公共的施設の
総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

総合整備計画書(第3次変更)

山形県 寒河江市 幸生辺地
(辺地の人口 2 2 5 人、面積 4 7 . 3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
寒河江市大字幸生
- (2) 地域の中心の位置
寒河江市大字幸生字トンデン 1 0 9 番 2
- (3) 辺地度点数 1 7 2 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

幸生辺地は市の中心部とは遠距離にあり、葉山山系の南面を流れる熊野川沿いに集落をなし、地形上他のいずれの集落とも遠距離にあるところから文化的、経済的に生活上不便を来しており、地域での生活需要は市中心部に依存している現状である。したがって、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

(1) 観光施設整備

寒河江市葉山市民荘は、林業を振興し、市民の健康増進とレクリエーションに供することを目的とした施設であるが、屋根の老朽化によりトタン板や下地が腐食しており複数個所から雨漏りが発生している状況であるため、利用者へのサービス向上を図る目的から屋根の葺き替えを行うものである。

また、施設内のトイレは全て和式であり、老朽化が進んでいることから、登山客の利便性向上や、今後のインバウンド観光に対応するために、トイレの一部の洋式化を行うとともに、電力線及び電話線を引き込むために設置している引込柱について、長年の積雪等により、施設側に傾斜しており危険な状況であることから、利用者の安全を確保するために、引込柱の移設を行い、施設の環境整備を行うものである。

(2) 道路整備

市道幸生田代線は辺地中心点から北に位置し、当該地域から山間部へのアクセス経路としては最も使用頻度の高い主要路線であるが、融雪時に路肩が崩れ危険な状態となるため、交通の安全確保を図る目的から路肩の整備等を行うものである。

農道長峰線は、地域住民や林業従事者が農業や林業を営むために必要不可欠な路線であるが、水路の経年劣化により破損等危険な状態となっており、交通の安全確保を図る目的から水路の整備等を行うものである。

(3) レクリエーション施設整備

令和３年３月に閉校した幸生小学校の利活用の一環として、体育館をスケートボード等の練習場として試験的に使用してきたが、これまでの利用状況を鑑みて、旧幸生小学校の体育館及び校舎一部を本格的な屋内型スケートパーク施設に改修・整備するための実施設計を行うものである。

３．公共的施設の整備計画

（変更前）

令和３年度から令和７年度まで５年間（第１０期計画）（単位：千円）

事業 施設名	区分 主 体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設整備	市	11,059		11,059	11,000
道路整備	市	1,451		1,451	1,400
合 計		12,510		12,510	12,400

（変更後）

令和３年度から令和７年度まで５年間（第１０期計画）（単位：千円）

事業 施設名	区分 主 体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設整備	市	11,059		11,059	11,000
道路整備	市	1,451		1,451	1,400
レクリエーシ ョン施設整備	市	7,700		7,700	7,700
合 計		20,210		20,210	20,100

理 由

レクリエーション施設整備について新たに行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、第１０期幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものである。

議第 3 5 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 3 7 年法律第 8 8 号) 第 3 条の規定により、田代辺地に係る公共的施設の
総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 8 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

総合整備計画書（第4次変更）

山形県 寒河江市 田代辺地
(辺地の人口 1 5 7 人、面積 1 5 . 2 K m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
寒河江市大字田代
- (2) 地域の中心の位置
寒河江市大字田代字前田代 2 8 0 番 1
- (3) 辺地度点数 1 6 4 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

田代辺地は、葉山山系の南面を流れる実沢川、赤沢川沿いに集落が形成され、市の中心部から遠距離にあり、地形上いずれの集落とも隣接していない状況にある。地域での生活需要は市中心部に依存しており、日常生活上不便を来していることから、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

(1) 農道及び林道整備

農道葉山牧場線及び林道岩木田代線は地域住民が農業や林業を営むために必要不可欠な路線であるが、融雪時に路肩が崩れ危険な状態となるため、交通の安全確保を図る目的から路肩の整備等を行うものである。

(2) 観光施設整備

寒河江市田代地区多目的交流館（学びの里 TASSHO）は、閉校した田代小学校を再活用し、スポーツ、四季の里山体験、宿泊ができる小学校としてリノベーションした施設であるが、校舎の老朽化により、屋根からの雨漏りや、外壁の亀裂が生じており、令和2年度に行った調査によると、放置した場合には内部鉄骨の腐食や下地の劣化が予想され、今後大きな剥落につながる恐れがあるため、利用者の安全確保を図る目的から改修工事を行うものである。

また、高架水槽から施設内部へ接続する給水管についても老朽化が進んでおり、水道管の水に濁りが発生している状況であるため、安全・安心な施設整備を図る目的から給水管の更生工事を行うものである。

さらに、施設利用者の安全性・快適性の向上を図るため、経年劣化により開閉に支障をきたしている体育館窓のオペレーター修理工事、流水が弱く利用に支障をきたしている洋式トイレの改修工事及び経年劣化により損傷し危険な状態にあるグラウンドのフェンス修繕工事を行うものである。

受水槽整備については、受水槽内部の樹脂塗装（ライニング）を行うことで、防食性を高め衛生的な飲用水の供給に資することで施設利用者の安全性・快適性の向上を図るものである。

受電施設整備については、宿泊利用人数の増加により受電設備の容量が不足し、ブレーカー遮断が頻発する問題が顕著となったため、受電設備の新設を行うことで施設利用者の安全性・快適性の向上を図るものである。

(3) 電気通信施設整備

田代地区への光通信提供のため、本市所有の光ケーブルが東北電力所有の電柱に共架されているが、電柱の老朽化等のため建替移転を行うものである。

(4) 水路施設整備

留場大堰は地域住民が農業を営むために必要不可欠なかんがい用水路であるが、水路等の経年劣化により破損等危険な状態となったため、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る目的から水路及び法面の整備等を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画

(変更前)

令和3年度から令和7年度まで5年間（第10期計画）

（単位：千円）

事業 施設名	区分 主 体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道及び林道 整備	市	54,289		54,289	54,200
観光施設整備	市	22,756		22,756	22,700
電気通信施設 整備	市	2,552		2,552	2,500
合計		79,597		79,597	79,400

(変更後)

令和３年度から令和７年度まで５年間（第１０期計画）

（単位：千円）

事業 施設名	区分 主 体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道及び林道 整備	市	<u>55,289</u>		<u>55,289</u>	<u>55,200</u>
観光施設整備	市	<u>49,673</u>		<u>49,673</u>	<u>49,600</u>
電気通信施設 整備	市	2,552		2,552	2,500
水路施設整備	市	<u>8,000</u>		<u>8,000</u>	<u>8,000</u>
合計		<u>115,514</u>		<u>115,514</u>	<u>115,300</u>

理 由

農道整備、観光施設整備及び水路施設整備について新たに行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、第１０期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものである。